平成２３年（フ）第７６号
千葉県成田市土屋867番地３　作田方
債務者　小菅　　明
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９号
岡山県倉敷市老松町５丁目618番地５　アルファステイツ老松町弐番館405号
債務者　玉村　潮海
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
岡山県倉敷市老松町５丁目618番地５　アルファステイツ老松町弐番館405号
債務者　玉村　佳子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
岡山県笠岡市用之江377番地
債務者　岡本　久善
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
岡山県倉敷市福田町浦田2174番地８
債務者　元山　大助
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８号
北海道標津郡中標津町東34条南２丁目１番地
債務者　恩田　　健
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第９号
北海道標津郡中標津町東34条南２丁目１番地
債務者　恩田　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１４２号
川崎市幸区南幸町３丁目15番地　成幸荘103
債務者　値賀　忠士
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
北海道旭川市豊岡２条９丁目４番10号
債務者　杉森　　節
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６５号
北海道旭川市永山５条10丁目１番４号　シティハイム永山202
債務者　原田　秀一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
北海道旭川市春光３条８丁目11番１号　春光ユニバーサルマンション105号室
債務者　野口　葉子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４号
北海道上川郡美瑛町旭町１丁目３番28号
債務者　新崎　弘恵
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
北海道旭川市住吉６条１丁目９番13号
債務者　射場　光江
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０２号
東京都小金井市貫井南町５丁目３番３―50号　小金井貫井住宅
債務者　芝原ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７９号
横浜市鶴見区下末吉５丁目６番17―103号
債務者　梶　　幸雅
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１９号
神奈川県大和市福田1577番地　サンテラスコーポⅡ201
債務者　長田　東洋
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部